

実質的支配者 リスト制度

世界的にマネー・ローンダリングやテロ資金供与の対策が強化されるなか、法人の実質的支配者（Beneficial Owner）の情報を明らかにする社会的な要請が高まっています。



「実質的支配者リスト」とは、商業登記所に保管する法人の実質的支配者の情報を記載した書面で、金融機関の預金口座開設時の審査などでの提出書類として活用することができます。

実質的支配者リストの交付手続のご案内

「実質的支配者リスト制度」を利用することができる法人

「株式会社」又は「有限会社」

対象となる「実質的支配者」 ※ 以下、「実質的支配者リスト」のことを「B Oリスト」といいます。

① 50%を超える株式の議決権を直接的又は間接的に保有する者がいる

YES

B Oリストの
対象

NO

② 25%を超える株式の議決権を直接的又は間接的に保有する者がいる

YES

B Oリストの
対象

NO

上記①②に該当しない場合は利用対象外（B Oリスト制度利用不可）

直接保有の例



間接保有の例



法務局でのB Oリスト手続きの流れ

－ 会社設立の登記の完了 －

新たに会社を設立される場合は、設立の登記の完了後にStep 1 以降の手続を行ってください。

Step 1 必要な添付書類の準備

【必要な添付書類】① 株主名簿の写し、② 委任状（代理人申請の場合）

【任意の添付書類】③ 実質的支配者の本人確認書類（運転免許証など）、④ 間接保有における上位会社の株主名簿の写し

※ 任意の添付書類を提出いただくと、B Oリストに確認した資料として記載することができます。

※ B Oリストと株主名簿の写しの内容が合致しない場合は、その理由を明らかにした書面の提出をお願いすることがあります。

Step 2 申出書とB Oリストを作成

申出書とB Oリストの様式は、福岡法務局ホームページにフォーマットを掲載していますので、ご利用ください。

※ B Oリストの様式と申出書は、商業登記所の窓口でもお渡しすることができます。

法務局 実質的支配者リスト

Step 3 法務局に申出書等を提出

商業登記所に申出書、B Oリスト、添付書類を提出

※ 手続費用は無料で、郵送での提出も可能です。提出先は、本店を管轄する商業登記所をお願いします。

Step 4 B Oリストの写しを受領

Step 5 金融機関などにB Oリストを提出



【商業登記所】

〒880-8513

宮崎市別府町1番1号 宮崎地方法務局登記部門

TEL 0985-22-5229

